

一関市制限付一般競争入札要綱

平成19年6月29日
総 第03028号
副市長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、一関市営建設工事(以下「市営建設工事」という。)の請負契約に係る制限付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

特定市営建設工事 特定市営建設工事の請負契約に係る取扱い要領(以下「JV要領」という。)第2各号に掲げる工事をいう。

政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。

法 建設業法(昭和24年法律第100号)をいう。

(対象工事)

第3条 制限付一般競争入札の対象工事は、一関市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱(平成17年一関市告示第42号。以下「資格等要綱」という。)第2に規定する市営建設工事のうち、原則として、設計額1,000万円以上の工事とする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

政令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

政令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。

法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。

対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。

入札告示の日から入札の日までの間に、一関市から市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱(平成17年一関市告示第43号)に基づく指名停止を受けていないこと。

市税に納期到来分の未納がないこと。

2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに一関市営建設工事指名業者資格審査会に審議させたくうえで市長が定める。

(入札公告)

第5条 市長は、対象工事について必要な入札条件等を付し、公告(様式第1号)するも

のとする。

- 2 前項の公告は、原則として毎月 10 日（その日が一関市の休日に関する条例（平成 17 年一関市条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日。以下同じ。）に一関市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

（入札参加申請及び提出書類の様式等の入手）

第 6 条 対象工事の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は制限付一般競争入札参加申請書（様式第 2 号）を入札公告で指定する期限までに同公告で指定する提出先に提出するものとする。また、対象工事が特定市営建設工事である場合は、併せて特定市営建設工事共同企業体入札参加資格申請書（JV 要領別記様式）及び特定共同企業体協定書を提出するものとする。

- 2 入札参加希望者は提出期限までに、第 9 条及び第 11 条に掲げる提出書類の様式、制限付一般競争入札説明書（様式第 8 号）制限付一般競争入札心得（様式第 9 号）をホームページからダウンロードするものとする。

（設計図書等の縦覧）

第 7 条 入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を入札公告で指定する期間内において縦覧するものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第 8 条 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、入札公告で指定する期間内において、電子メール又はファックスにより総務部総務課に申し出ることができる。

- 2 前項の質問及び質問に対する回答は、入札公告に指定する期間、一関市のホームページに掲載するものとする。

（入札の提出書類及び方法）

第 9 条 入札の提出書類は、次に掲げるものとする。

入札書（様式第 3 号）

工事費内訳書（総括表）（様式第 4 号）

- 2 入札は、公告で指定された日時、場所において本人が入札書を直接入札するものとする。
- 3 市長は、必要に応じ、工事費内訳書（総括表）の提出を求めることができるものとする。その場合の入札は、公告で指定された日時、場所において本人が入札書及び工事費内訳書（総括表）を長 3 封筒に入れて直接入札するものとする。
- 4 前 2 項の規定による入札は、入札前に委任状（様式第 10 号）を提出して、代理人によることができるものとする。

（開札）

第 10 条 開札は前条第 2 項又は第 3 号の入札が終了後、直ちに入札参加者（前条第 2 項による代理人を含む。）を立ち合わせて行うものとする。

- 2 開札の結果、入札書に不備がある場合は、無効として取り扱うものとする。なお、工事費内訳書（総括表）の提出を求めた場合は、入札参加者の入札書及び工事費内訳書（総括表）の金額が一致しない場合も無効として取り扱うものとする。
- 3 開札の結果、有効な入札を行った者で、最低制限価格以上でかつ予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

4 最低制限価格未満の金額で入札した者は、失格とする。

(再度入札)

第11条 開札の結果、第1回の入札で落札予定者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、2回を限度とする。

3 再度入札において自主的に辞退する旨の申出があったときは、それを認め、その後の入札に当たっては、不利益をあたえないものとする。

(くじによる落札予定者の決定)

第12条 開札の結果、有効な入札を行った者で、最低制限価格以上でかつ予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、この者たちにくじを引かせ落札予定者を決定する。

(再度入札においても落札予定者がいないとき)

第13条 2回の再度入札で落札予定者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

(落札者の決定)

第14条 市長は、次に掲げる必要な書類(以下、「確認書類」という。)を落札予定者に提出させ、資格を確認する。

制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号)

施工実績調書(様式第6号)

最新の経営事項審査結果通知書の写し

市内営業所の業者にあつては、市内営業所常勤職員名簿(様式第7号)

その他市長が提出を求めるもの

2 確認書類は、市長が指定する日までに、落札予定者が総務部総務課に持参するものとする。

3 落札予定者が入札参加資格を満たしている場合は、落札者として決定し、前項に規定する日から4日以内に通知する。

4 落札予定者が入札参加資格を満たしていないと判断した場合は、その理由を合わせて通知する。この通知を受けた者は入札参加資格を満たしていない理由の説明を求められることができる。ただし、入札手続きは続行する。

5 落札予定者が入札参加資格を満たしていない場合は、次に低い入札金額の者に確認書類の提出を求め入札参加資格の審査を行い、その結果を提出後3日以内に通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月の制限付一般競争入札公告から適用する。